

七 特定工場の新設のための工事の開始の予定日

第七条 前条第一項の規定に基づく政令の改廃の際現に当該政令の改廃により新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場の設置をしている者（当該特定工場の新設のための工事をしている者を含む。）は、当該特定工場に係る同項第二号又は第四号から第六号までの事項（同項第五号の事項にあつては、当該特定工場内の生産施設、緑地若しくは環境施設の面積又は環境施設若しくは第四条第一項第二号の主務省令で定める施設の配置に係る事項に限り、前条第一項第六号の事項にあつては、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合に限る。次条第一項において同じ。）に係る変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）で当該特定工場となる日以後最初に行われるものをしてようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨及び前条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項で当該変更に係るもの以外のものを市町村長に届け出なければならない。ただし、当該特定工場の設置の場所が指定地区に属しない場合には、同号の事項については、この限りでない。

第八条 第六条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る第六条に係る変更（前条第一項の主務省令で定める軽微ものを除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、その旨（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項）を市町村長に届け出なければならない。

一 当該変更が、指定地区の指定のあつた際現に当該指定地区において設置されており又は新設のための工事がされている特定工場についての第六条第一項第二号又は第四号から第六号までの事項に係る変更で当該指定の日以後最初に行われるものであり、かつ、その変更に係る事項が同号の事項以外の事項である場合

二 当該変更が、工業集合地に設置されている特定工場についての第六条第一項第二号、第

四号又は第五号の事項に係る変更で、隣接緑地等につき第四条第一項第三号に掲げる事項に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項

地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

二 特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合において、当該特定工場からの汚染物質の排出が当該指定地区において設置され又は設置されると予想される特定工場からの汚染物質の排出と一体となることによりその周辺の地域における大気又はその周辺の公共用水域における水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

2 励告

第九条 市町村長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項（敷地面積又は建築物の建築面積の増加をすることにより特定工場となる場合に係る第六条第一項の規定による届出の場合は、当該増加に係る部分に限り、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出の場合は、当該変更に係る部分に限り、以下同じ。）のうち第六条第一項第五号及び第六号の事項以外の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、その届出をした者に対し、特定工場の設置の場所に關し必要な事項について勧告をすることができる。

一 特定工場の新設又は第七条第一項若しくは前条第一項の規定による届出に係る変更（以下「新設等」という。）によつてその周辺の地域における工場又は事業場の立地条件が著しく悪化するおそれがあると認められるとき。

二 特定工場の新設等をしようとする地域の自然条件又は立地条件からみて、当該場所を当然特定工場に係る業種の用に供することとするとすることが国民経済上極めて適切なものであると認められるとき。

三 市町村長は、第六条第一項、第七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合に

おいて、その届出に係る事項のうち第六条第一項第五号の事項が第一号に該当し、又は同項第六号の事項が第二号に該当するときは、その届出をした者に對し、同項第五号又は第六号の事項に關し必要な事項について勧告をすることができる。

一 第四条第一項の規定により公表された準則（第四条の一第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則を含む。）に適合せず、特定工場の周辺の事項が同一の事項である

2 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該特定工場を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定工場を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

三 前二項の規定により第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 (勧告)

第十一条 市町村長は、前条第二項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することを命ずることができる。

一 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から九十日以内にしなければならない。（実施の制限）

二 市町村長は、第六条第一項の規定による届出をした者、第七条第一項の規定による届出をした者又は第八条第一項の規定による届出をした者は、前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から九十日以内にしなければならない。（実施の制限）

三 前項の規定による届出をした者から当該特定工場を承継した者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。（報告）

3 (国への援助)

第十五条 国は、工場立地の適正化を円滑に推進するため、工場又は事業場に係る環境施設の整備につき、必要な資金のあつせんその他の援助に努めるものとする。

第十六条 主務省令を制定し、又は改廃する場合において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十七条 第十五条の三 経済産業大臣は、第二条第一項の調査を適正にするため必要があるときは、政令で定めるところにより、事業者に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

第十八条 第十五条の四 削除

第十九条 第五条の五 この法律の規定に基づく政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十条 第五条の六 第四条第一項第一号若しくは第二号又は第六条第一項第五号イにおける主務省令は、経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣の発する命令とする。

二 第六条第一項本文若しくは第六号若しくは第二項、第七条第一項又は第八条第一項における主務省令は、経済産業大臣、環境大臣及び製造業等を所管する大臣の発する命令とする。

第二十一条 第六条第一項又は第七条第一項第一号の規定による届出をした者は、第六条第一項第一号の規定による届出をしたときは、遲滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。（承継）

第二十二条 第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をした者は、第六条第一項第一号の規定による届出をした者から当該特定工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定工場に係る

一 第四条第一項の規定により公表された準則（第四条の一第一項の規定により市町村準則が定められた場合にあつては、その市町村準則を含む。）に適合せず、特定工場の周辺の事項が同一の事項である

二 第十条第一項の規定による命令に違反し

特定期工場についての第六条第一項第二号、第

罰則に関する経過措置
第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。
(その他の経過措置の政令への委任)
第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（施行期日）
抄
〇五号
附 則（平成二三年八月三〇日法律第一百五十号）の公布の日又はこの法律の公布の日
のいずれか遅い日から施行する。
第一條 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

2 前項の場合において、上級行政とみなされ
る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、
当該機関が行政不服審査法の規定により処理す
ることとされる事務は、新地方自治法第二条第
九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
る。

第一條 (施行期日) 指

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

(施行期日) **抄**
附 則 (平成二年五月三一日法律第九百四十四条の規定による)
第千三百四十四条の規定 公布の日
一號)

第一百六十一條 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以

附 則（平成一年二月二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第一条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為となります。

二一
略
二、第十條（構造改革特別區域法第十

一 第二条、第十一条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十九年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十一条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十八条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十六条の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条、四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条、第十九条、第三十八条（水道法第四十六条、第十七条、第三十八条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第十九条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百一条（道路整備特別措置法第十八条から第二十二条まで、第二十七条、

に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十二条、第一百九十七条、第二百三十三条、第二百四十四条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。)、第一百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンショングループの建替えの円滑化等に関する法律第一百二条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部

分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六十九条、第一百七十二条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。)、第一百七十七条(鳥獣環境基本法第十六条及び第四十条の二の二(環境基本法第十六条及び第四十条の二の二の改正規定に限る。)及び第一百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定)同法第二十八条第九項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)同法第二十九条第四項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。)並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四十七条から第四十九条まで、第五十条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三项、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百一条、第一百二条、第一百五十五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百七十七条(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百十九条、第一百二十一条の二及びに第一百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日 (工場立地法の一部改正に伴う経過措置)

2 という。)第四条の二第一項の規定により定めた準則で、当該都道府県の区域のうち市の区域に係るものは、当該市が第八十八条の規定による改定後の工場立地法第四条の二第二項の規定により準則を定めた条例の施行の日又は当該都道府県が条例で定める日のいずれか早い日までに係るものは、当該市が定めた準則とみなす。

第八十八条の規定の施行前に都道府県知事にされた旧工場立地法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定による届出で、その設置の場所が市の区域に属する旧工場立地法第六条第一項に規定する特定工場に係るものは、第八十八条の規定の施行の日以後においては、当該特定工場の設置の場所を管轄する市長にされた届出とみなす。ただし、当該届出であつて同日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(工場立地の調査等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二条(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。)、第四十四条(工場立地法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する都道府県が第十二条の規定による改正前の工場立地法(以下「旧工場立地法」という。)第四条の二第一項の規定により定めた準則は、当該都道府県内の町村が第十二条の規定による改定後の工場立地法第四条の二第一項の規定により準則を定めた条例の施行の日又は当該都道府県が条例で定める日のいずれか早い日までの間は、当該町村が定めた準則とみなす。

(工場立地の調査等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(工場立地の調査等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条 第二条第一項に規定する新法特定工場に係るものは、前条の規定の施行の日以後においては、当該新法特定工場の設置の場所を管轄する市長にされた届出とみなす。ただし、当該届出であつて同日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前にこの法律により定めた准則による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

附則 (平成二十三年一二月一四日法律第二二二号)抄

ものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
（施行期日）
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日